

島原本広第76号
2025年5月12日

出雲市長 飯塚俊之様

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長 三村秀行

島根原子力発電所1号機 第6回定期事業者検査の実施について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は当発電所の運営に対し、格別のご指導を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、令和7年5月7日付け防災第156号でご要請のありました標記につきましては、次のような措置を講じ、安全かつ遺漏のないよう実施いたします。

今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 定期事業者検査の実施にあたっては、住民の安全確保および環境の保全を図ることを最優先に、周辺環境に影響が及ぶことのないよう、定めた計画に基づき安全かつ遺漏なく実施します。
- 定期事業者検査の作業にあたっては、積極的に被ばく低減対策を実施するとともに、全ての放射線業務従事者について、法令の定めるところに従うことはもとより、十分な教育ときめ細かな管理を行うなど、被ばく低減に万全を期します。
- 定期事業者検査期間中に行う検査については、管理要領を定め作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不適合が判明した場合には、不適合管理プロセスを適切に行うなど、遺漏なく確実に実施します。
- 定期事業者検査において、異常を確認した場合は、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告します。
- 定期事業者検査の実施状況については、分かりやすい情報提供に努めます。
- 島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定（以下、「安全協定」という。）の改定に係るご要請に対して、現行の安全協定の内容は、関係自治体の立場やご関係、これまでの経緯等を踏まえた結果として、とり得る最大限の対応を織り込んだものと考えています。

当社いたしましては、周辺自治体の市民の皆さまの安全確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じとの考え方のもと、安全協定の運用におきましては、これまでどおり、立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

以上